別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、各地方厚生(支)局長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

一般社団法人 日本慢性期医療協会

社会福祉法人 恩賜財団済生会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

公益社団法人 日本看護協会

公益社団法人 日本助産師会

一般社団法人 日本精神科看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立健康危機管理研究機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会

医政発 0916 第 6 号 令和 7 年 9 月 16 日

各都道府県知事 殿 各地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省医政局長(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

医療法(昭和23年法律第205号)第12条の2第1項の規定に基づく地域医療支援病院の業務報告については、「医療機関等情報支援システムを活用した業務報告の実施について」(令和7年6月27日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)においてお示ししていたとおり、業務の負担軽減やデータ管理の利便性等の観点から、令和8年4月1日以降の業務報告書の提出方法を、医療機関等情報支援システム(Gathering Medical Information System。以下「G-MIS」という。)又は書面による方法に限ることとする予定です。

これを踏まえ、本日、医療法施行規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第87号。以下「改正省令」という。)が別添のとおり公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

改正の概要等は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、地方厚生(支)局におかれては、貴管内の地域医療支援病院に対し、周知をお願いいたします。なお、省令の施行に伴う詳細な取扱い等については、追って通知します。

また、令和7年10月5日までに提出することとされている、地域医療支援病院の令和6年度業務報告書については、G-MIS又は書面による提出以外の従前の提出方法も可能としておりますことを申し添えます。

記

第1 改正の概要

地域医療支援病院の開設者による業務報告書については、G-MIS を活用した 方法又は書面による方法により提出すること。

第2 施行期日

改正省令は令和8年4月1日から施行すること。

等に対し交付された母子健康手帳に記載す 号)第十六条第一項の規定により当該妊婦 を母子保健法(昭和四十年法律第百四十一

面の交付には、

当該書面に記載すべき事項

切な説明を行わなければならない。

法第六条の四の三第一項の規定による書

族に対し同項に規定する書面を交付して適 とを約したときに、当該妊婦等又はその家

る方法により提供することを含むものとす

改

正

後

改

正

おいて同じ。)が当該妊婦等の助産を行うこ

は当該助産師。次条及び第一条の八の五に よつてその業務に従事する助産師にあつて

〇厚生労働省令第八十七号

医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の三第三項及び第十二条の二第一項の規定に基づき 厚生労働大臣 福岡 資麿

令和七年九月十六日

医療法施行規則の一部を改正する省令

療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

第一条の三 ならない。 びファイルへの記録の方式を示さなければ 者に対し、その用いる電磁的方法の種類及 供するときは、あらかじめ、医療を受ける 方法(以下この章、第二章並びに第五章第 る方法その他の情報通信の技術を利用する 載すべき事項を電子情報処理組織を使用す いう。)であつて次項に掲げるものにより提 による書面の閲覧に代えて、当該書面に記 三節及び第四節において「電磁的方法」と 三第三項の規定により、同条第一項の規定 (略) 病院等の管理者は、 法第六条の ばならない。

第一条の八の三 妊婦又は産婦 (以下この条

から第一条の八の五まで及び第十五条の三

する助産師は、法第六条の四の三第一項のにおいて「妊婦等」という。)の助産を担当

規定により、助産所の管理者(出張のみに

族に対し同項に規定する書面を交付して適 おいて同じ。)が当該妊婦等の助産を行うこ 規定により、助産所の管理者(出張のみに する助産師は、法第六条の四の二第一項の から第一条の八の五まで及び第十五条の三 とを約したときに、当該妊婦等又はその家 は当該助産師。次条及び第一条の八の五に よつてその業務に従事する助産師にあつて において「妊婦等」という。)の助産を担当

る方法により提供することを含むものとす 号)第十六条第一項の規定により当該妊婦 面の交付には、当該書面に記載すべき事項 等に対し交付された母子健康手帳に記載す を母子保健法(昭和四十年法律第百四十一 法第六条の四の二第一項の規定による書

る者に対し、その用いる電磁的方法の種類 提供するときは、あらかじめ、医療を受け という。)であつて次項に掲げるものにより る方法その他の情報通信の技術を利用する 及びファイルへの記録の方式を示さなけれ 方法(以下この章において「電磁的方法」 載すべき事項を電子情報処理組織を使用す による書面の閲覧に代えて、当該書面に記 三第三項の規定により、 一条の三 病院等の管理者は、 同条第一項の規定 法第六条の

第一条の八の三 妊婦又は産婦 (以下この条 切な説明を行わなければならない。

第一条の八の四 は、次のとおりとする。 六号に規定する厚生労働省令で定める事項

第一条の八の五 助産所の管理者は、法第六 し、その用いる電磁的方法を示し、 書面に記載すべき事項を電磁的方法であつ 項の規定による書面の交付に代えて、当該 条の四の三第二項の規定により、同条第一 て第三項に掲げるものにより提供するとき あらかじめ、妊婦等又はその家族に対 承諾を

3 2

りとする。 労働省令で定める電磁的方法は、次のとお 法第六条の四の三第二項に規定する厚生 イルに法第六条の四の三第一項に規定す 磁気ディスク等をもつて調製するファ

を交付する方法 る書面に記載すべき事項を記録したもの

第九条の二

2 知事に提出するものとする。 れかにより、 前項の報告書は、次に掲げる方法のいず 毎年十月五日までに都道府県

きる状態に置く措置を講ずる方法 県知事が同一の情報を閲覧することがで き地域医療支援病院の開設者及び都道府 電磁的方法を利用して当該提出をすべ

書面の提出

3 | 第 報告書に記載された事項を内容とする情報 理する電気通信設備の記録媒体に第一項の を記録する措置であつて、 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管 一項の規定により提出をすべき地域医療 法第十二条の一

法第六条の四の三第 項第 第一条の八の四 六号に規定する厚生労働省令で定める事項 は、次のとおりとする。

法第六条の四の

第

項第

一・二 (略)

同条第一

法第六

得なければならない。 第一条の八の五 助産所の管理者は、 書面に記載すべき事項を電磁的方法であつ 得なければならない。 は、 項の規定による書面の交付に代えて、当該 し、その用いる電磁的方法を示し、 て第三項に掲げるものにより提供するとき 条の四の二第二項の規定により、 あらかじめ、妊婦等又はその家族に対

3 りとする。 労働省令で定める電磁的方法は、 法第六条の四の二第二項に規定する厚生 次のとお

を交付する方法 る書面に記載すべき事項を記録したもの イルに法第六条の四の二第 磁気ディスク等をもつて調製するファ 項に規定す

第九条の二 (略)

2 道府県知事に提出するものとする 前項の報告書は、毎年十月五日までに都

(新設)

第九条の二の二 4 | 情報を閲覧することができる方式に従つて 府県知事が当該情報を記録し、 支援病院の開設者が、当該開設者及び都道 に都道府県知事に到達したものとみなす。 電気通信設備の記録媒体への記録をした時 より当該開設者が厚生労働大臣が管理する 行うものとする。 第一項の報告書の提出は、前項の規定に 略) かつ、当該

2~5 (略)

の報告書の内容を公表する場合について準 二項の規定により、厚生労働大臣が第一項

第九条の二の三 (略)

第一項の報告書の内容を公表する場合につ の四第二項の規定により、厚生労働大臣が いて準用する。

いて準用する。

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

則

2 • (略)

第九条の二第五項の規定は、法第十二条

用する。 前条第五項の規定は、法第十二条の三第

第九条の二の三

4

2 • 用する。 二項の規定により、厚生労働大臣が第一項 第一項の報告書の内容を公表する場合につ の四第二項の規定により、厚生労働大臣が の報告書の内容を公表する場合について準 第九条の二第三項の規定は、法第十二条 略) 略)

3 |

2 5 5 第九条の二の二 略) (略)

前条第三項の規定は、法第十二条の三第